# みえセルロースナノファイバー協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、みえセルロースナノファイバー協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、セルロースナノファイバーに関わる企業や事業者、大学・研究機関、行政機関、関係機関等の垣根を越えた幅広い交流・連携を進め、三重ならではのセルロースナノファイバーを活用した製品開発や新たなビジネス化を支援することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) セルロースナノファイバーの事業化のための普及啓発に関すること
  - (2) セルロースナノファイバーに関する技術交流
  - (3) 国の省庁、各種支援機関及び団体等との連絡調整に関すること
  - (4) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、目的に賛同する企業、事業者、団体、大学・研究機関、行政機関 その他前条の事業を実施するために相応しいものとする。

(組織)

- 第5条 協議会は、会員全員で構成し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。
  - 2 協議会に会長をおき、公益財団法人三重県産業支援センター(以下、センター)理事長 を充てるものとする。なお、会長に事故あるときは、その指名するものが、その職務を代 理する。
  - 3 協議会に事務局をおき、第3条の事業を推進するため、協議会の企画及び運営を行う。 事務局のメンバーはセンター理事長が選任するものとする。
  - 4 協議会に分科会その他事業を推進する組織をおくことができるものとし、これらのメン バーは、事務局が選任するものとする。

(開催)

第6条 前条の協議会組織の開催は、全体会は年1回程度、分科会その他事業推進組織は必要に応じ随時開催するものとする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は第3条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザー バーを置くことができる。 2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

# (経費)

- 第8条 協議会会員の会費は、無料とする。
  - 2 協議会における各種会議の開催経費は、原則としてセンターが負担する。
  - 3 協議会における各種会議への参加旅費等の活動費は、会員の自己負担とする。ただし、特別な場合はセンターが支弁する。

# (雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は平成27年9月29日から施行する。

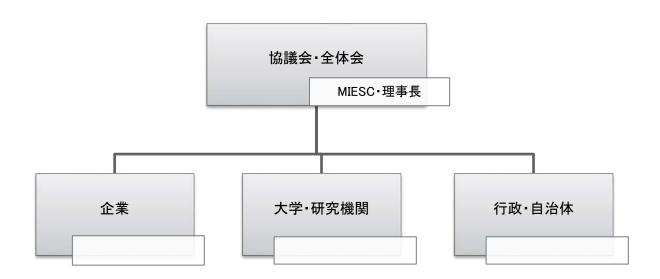


図 1 みえ CNF 協議会 組織図 (参考)

# みえセルロースナノファイバー協議会 入会申込書

申込日	平成	年	月	日				
(フリガナ)								
企業・団体名								
所在地	₹							
(フリガナ)								
代表者名								
							·	

### ご担当窓口(連絡先)

部署名・役職			
(フリガナ)			
氏名			
住所	₹		
電話番号		FAX 番号	
e-mail			
貴社の事業内容			
<b>備考</b> (特記事項があれば お書きください)			
事務局使用欄			

- 事務局からのご連絡、発送物は原則として「ご担当窓口」の方に送付させて頂きます.
- 記入いただく連絡先等については、協議会に係わる事項の連絡の際に使用し、協議会以外の目的では使用しません.

申込先および問い合わせ先: 〒510-0851 三重県四日市市塩浜町 1-30

(公財)三重県産業支援センター北勢支所 内 みえセルロースナノファイバー協議会事務局 宛 TEL (059) 349-2205 FAX (059) 349-2206